

訴訟制度の手続モデルについて

Ⅱ 手続モデルの補足説明

	法的構成	手続の概要	訴訟物(※)として考えられる例
A1案	二段階型 (終局判決構成)	共通争点に関し終局判決をした後、対象消費者が一段階目の手続追行主体に授權をし、特別の簡易な手続の申立てをして(個別にすることも考えられる。)、最終的には給付判決をするもの。	一段階目:手続追行主体がその訴訟上の固有の地位ないし権能に基づき共通争点を確認する(訴訟物は、共通争点たる法律関係などと捉えられる。) 二段階目:個々の消費者の給付請求権
A2案	二段階型 (中間的判決構成)	共通争点に関し「中間的判決」をした後、対象消費者が一段階目の手続追行主体が追行している手続に加入し、最終的には給付判決をするもの。	個々の消費者の給付請求権
B案	二段階型 (オプト・アウト構成)	除外の申出をした消費者に係るものを除き、対象消費者の請求権に関する共通争点を審理して終局判決をした後、対象消費者が一段階目の手続追行主体に授權をし、特別の簡易な手続の申立てをして(個別にすることも考えられる)、最終的には給付判決をするもの。	一段階目:共通争点たる法律関係など 二段階目:個々の消費者の給付請求権
C案	オプト・アウト型 (一段階構成)	除外の申出をした消費者に係るものを除き、対象消費者の請求権の成否を一括して審理し、総員に対して支払うべき金額の総額について判決をするもの。	個々の消費者の給付請求権(ただし、除外の申出をした消費者に係るものを除く。)
D案	オプト・イン型	通知・公告により極力多くの消費者の請求権を糾合して審理し、給付判決をするもの。	個々の消費者の給付請求権(ただし、手続に加入した消費者に係るものに限る。)

※訴訟物:審判の対象となる権利関係。特定された訴訟物を前提として訴訟上の効果が決定されるため、訴訟手続上重要な意義を有している。

Ⅲ 各モデルにおいて検討すべきと考えられる主な論点

1. A1案

主な論点	現行制度における原則	検討事項
一段階目の手続における訴訟物	権利又は法律関係 (例外: 証書真否確認の訴え)	共通争点たる法律関係などを訴訟物として捉えることができるか。
主体	権利義務の帰属主体が原則であるが、訴訟担当の制度がある。	共通争点の確認を求める役割を担うにふさわしい存在とは何か、その基準、誰がどのように判断することとするか。
確認の利益	現在の法律関係について確認の利益が認められる。	過去の法律関係又は事実関係について確認の利益を認めることができるか。
一段階目の判決の効力	当事者間にのみ効力が及ぶ。	二段階目の手続において、消費者が一段階目の判決の効力を有利に援用することとすることの適否及び理論構成。
通知・公告の在り方	特段の制度はないが、当事者が訴訟手続外で任意に行うことは妨げられない。	極力多くの消費者の請求権を糾合することを可能とする観点から、より実効的な通知・公告の在り方について検討すべきこととなる。
二段階目の手続の在り方	—	消費者の請求権の存否について、簡易・迅速に判断することができる手続の在り方について検討すべきこととなる。

2. A2案

主な論点	現行制度における原則	検討事項
主体	権利義務の帰属主体が原則であるが、訴訟担当の制度がある。	対象消費者の権利について訴訟追行し、共通争点を確認する役割を担うにふさわしい存在とは何か、その基準、誰がどのように判断することとするか。
一段階目の判決に対する申立権	現行の中間判決では、裁判所の裁量である(当事者に申立権はない)。	手続追行主体が、裁判所に対し中間的判決を求める申立てをすることができることとすることができるか。
一段階目の判決の判決事項	現行の中間判決では、独立した攻撃防御方法、中間の争い、請求の原因及び数额について争いがある場合におけるその原因となっている(民事訴訟法第245条)。	多数の消費者の紛争解決に資する共通争点を中間的判決の判決事項として適切に設定することができるか。
一段階目の判決の効力	当該裁判所自身に対する自己拘束力が認められ、裁判所は、中間判決の主文を前提として終局判決をしなければならない。	二段階目に加入した消費者に関して、裁判所が中間的判決を前提とした判断を行うこととすることができるか。
一段階目の判決に対する上訴の可否	現行の中間判決に対する上訴は認められていない。	実効性確保の観点から、上訴を可とすることができるか。
通知・公告の在り方	特段の制度はないが、当事者が訴訟手続外で任意に行うことは妨げられない。	極力多くの消費者の請求権を糾合することを可能とする観点から、より実効的な通知・公告の在り方について検討すべきこととなる。
二段階目の手続の在り方	—	消費者の請求権の存否について、簡易・迅速に判断することができる手続の在り方について検討すべきこととなる。

3. B案

主な論点	現行制度における原則	検討事項
訴訟追行することができる根拠（法的構成）	—	任意的訴訟担当構成や法定訴訟担当構成が考えられる。
一段階目の手続における訴訟物	権利又は法律関係 （例外：証書真否確認の訴え）	共通争点たる法律関係などを訴訟物として捉えることができるか。
主体	権利義務の帰属主体が原則であるが、訴訟担当の制度がある。	共通争点の確認を求める役割を担うにふさわしい存在とは何か、その基準、誰がどのように判断することとするか。
確認の利益	現在の法律関係について確認の利益が認められる。	過去の法律関係又は事実関係について確認の利益を認めることができるか。
通知・公告の在り方	—	対象消費者に対して、自ら権利を行使しようとする機会を保障するためには、どのような通知・公告がなされるべきか。
対象消費者の手続保障（実質的な審理の確保）	—	訴訟追行の過程において、対象消費者の利益が損なわれないようにどのような手当てを講ずる必要があるか。
二段階目の手続の在り方	—	消費者の請求権の存否について、簡易・迅速に判断することができる手続の在り方について検討すべきこととなる。

4. C案

主な論点	現行制度における原則	検討事項
訴訟追行することができる根拠(法的構成)	—	任意的訴訟担当構成や法定訴訟担当構成が考えられる。
主体	権利義務の帰属主体が原則であるが、訴訟担当の制度がある。	上記のような代表者として訴訟を追行するにふさわしい存在とは何か、その基準、誰がどのように判断することとするか。
通知・公告の在り方	—	対象消費者に対して、自ら権利を行使しようとする機会を保障するためには、どのような通知・公告がなされるべきか。
対象消費者の手続保障(実質的な審理の確保)	—	訴訟追行の過程において、対象消費者の利益が損なわれないようにどのような手当てを講ずる必要があるか。
総額判決の可否	個々の請求権における金額の算定においても、損害を積算するのが原則であり、仮に対象消費者の総員に支払われるべき金額の総額を算定するとしても、算定された個々の請求権の金額を合算することとなる。	個々の対象消費者を特定せずに支払われるべき金額の総額を算定することが可能か。
分配手続の在り方	—	代表者が受領した金員を迅速・公平に対象消費者に分配することができる手続や、過不足が生じた場合の取扱いなどについて検討すべきこととなる。

＜総額判決の可否＞

(1) 対象消費者の範囲のみを特定し、個々の対象消費者に対して支払うべき金額を特定することなく、対象消費者の総員に支払うべき額を認定する考え方による場合

○個々の対象消費者を特定せずに、総額を算定することは可能か。

- ① どのような事案を想定するかにもよるが、多くの事案では、実体法に特別な損害算定のルールを置かなければ、総額を算定することはできないのではないか。
- ② 現在の損害算定ルール(いわゆる個別積み上げ方式)を維持した場合には、総額を算定することが可能な事案は、例えば、契約関係があり各契約ごとの損害額が明確に算定できるが、契約当事者が不明であるような場合に限られるのではないか。

(2) 対象消費者を個別に特定し、個々の対象消費者に対して支払うべき額を特定できた場合に限り、総員に対して支払うべき金額を認定する考え方による場合

○総額の算定が可能であっても、対象消費者の数が多数に上るときには、総額の確定に多大な労力を要し長時間を要するという問題があるのではないか。

→いずれの考え方によっても

- ① 総額を認定し得るかどうかを、訴訟の当初の段階で判断することは困難である。
- ② 相当期間の審理を経たところ、総額が算定できないことが判明する場合もあり得るが、その際、訴えを却下するほか無いとすれば、それまでの審理が無駄になってしまうという問題がある。

＜分配手続の在り方＞

(1) 分配手続の在り方については、

- ① 総額の支払がされた場合の対象消費者、分配者、相手方の法律関係はどのように捉えるべきか。
- ② 手続追行主体は自己の費用を総額から控除する立場にあり、その者に分配を担当させるのは利益相反であり適当でないという考え方もあるところ、分配者としてはどのような者が適切か。
- ③ 分配者を誰がどのように選任するか。
- ④ 分配手続への参加を対象消費者に促すための通知・公告の主体、方法、内容、対象消費者の把握方法。
- ⑤ 対象消費者の分配手続への参加の届出場所及び届出方法
- ⑥ 分配手続への参加について期限を定めるか。期限を定めた場合、期限の経過により、消費者の権利はどのような影響を受けるのか。
- ⑦ 分配請求者が、対象消費者の範囲に含まれていることの立証はどのように行うのか。
- ⑧ 分配手続が適正に行われているかの監督は誰が、どのように行うのか。
- ⑨ 分配後の残余が生じた場合の処理方法。
- ⑩ 相手方の支払が総額に満たない場合の処理方法(費用不足の場合の扱いや、分配終了後再び取立てが可能になった場合の追加分配の方法を含む。)
- ⑪ 分配に要する費用の確保の方法
などが問題になる。

また、以下のような点も問題になる。

(2) 対象消費者の範囲のみを特定し、個々の対象消費者に対して支払うべき金額を特定することなく、対象消費者の総員に支払うべき額を認定する考え方においては、

- ① 個々の対象消費者の債権額を確定するための手続はどのようなものとすべきか。
- ② 総額の認定に誤りがあった場合の対象消費者の権利の取扱い。

(3) 対象消費者を個別に特定し、個々の対象消費に対して支払うべき額を特定した上で、対象消費者の総員に対して支払うべき金額を認定する考え方においては、

- ① 対象消費者の範囲に含まれるものの判決で特定されていない対象消費者の権利の取扱い。

5. D案

主な論点	現行制度における原則	検討事項
主体	権利義務の帰属主体が原則であるが、訴訟担当の制度がある。	対象消費者から授権を受けた者(任意的訴訟担当の許容性)
通知・公告の在り方	特段の制度はないが、当事者が訴訟手続外で任意に行うことは妨げられない。	極力多くの消費者の請求権を糾合することを可能とする観点から、より実効的な通知・公告の在り方について検討すべきこととなる。

IV 検討

1. 消費者被害の特徴(第2回専門調査会資料2参照)及び各モデルの比較

- (1) 前回(第2回)専門調査会において、消費者被害事案等を踏まえ、消費者被害事案の特徴として、
- ① 何らかの共通争点が存在することが多いが、個別争点も存在していること
 - ② 被害者同士のつながりが希薄なことがあること
 - ③ 消費者個人では事案の解明が困難なことがあること
- などについて整理を試みたところ。
- (2) また、これまで見てきたとおり、それぞれの手続モデルにおいて、我が国の民事訴訟手続の理論や運用との関係から、十分な検討を要する論点が多数存在しており、これを効率的に検討していくことが必要と考えられるところ、訴訟物の捉え方や判決の効力、手続保障など、各モデルに共通する論点もいくつか存在している。
- (3) これらを踏まえ、一つの考え方としては、まずは、共通争点を確認し、その後、個別争点を処理する手続(手続モデルのうち、A案及びB案)の検討から着手することとし、その検討状況を見据えた上で、他のモデルについて検討することとしてはどうか。

2. 今後の議論の方向性について

- 上記のような整理を前提とした場合、次回以降、
- ① 共通争点を確認する手続における訴訟物及び判決効
 - ② 確認する意味のある共通争点を含む事案の選定、対象消費者の範囲の定め方
 - ③ 共通争点を確認するにふさわしい主体及び主体の認定方法
 - ④ 通知・公告の在り方
 - ⑤ 個別争点を効率的に処理するための方策
- などについて、順次検討した上、更に手続の詳細について議論をしていくこととしてはどうか。